

○会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則（平成十二年労働省令第四十八号）（※改正イメージ。今後法技術的な修正がありうる。）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労働者への通知）</p> <p>第一条 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 通知の相手方たる労働者が法第二条第一項各号のいずれに該当するか の別</p> <p>二 前号の労働者が法第二条第一項の分割（以下「会社分割」という。）をする同条第二項の会社（以下「分割会社」という。）との間で締結している労働契約であつて、同条第一項の分割契約等（以下「分割契約等」という。）に同条第一項の承継会社等（以下「承継会社等」という。）が承継する旨の定めがあるものは、分割契約等に係る会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）以後、分割会社から承継会社等に包括的に承継されるため、その内容である労働条件は、そのまま維持されるものであること</p> <p>三 分割会社から承継会社等に承継される事業（以下「承継される事業」という。）の概要</p> <p>四 効力発生日以後における分割会社及び承継会社等の商号、住所（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社にあつては所在地）、事業内容及び雇用することを予定している労働者の数</p>	<p>（労働者への通知）</p> <p>第一条 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 通知の相手方たる労働者が法第二条第一項各号のいずれに該当するか の別</p> <p>（新設）</p> <p>二 法第二条第一項の分割（以下「会社分割」という。）をする同条第二項の会社（以下「分割会社」という。）から同条第一項の承継会社等（以下「承継会社等」という。）に承継される事業（以下「承継される事業」という。）の概要</p> <p>三 分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）以後における分割会社及び承継会社等の商号、住所（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社にあつては所在地）、事業内容及び雇用することを予定している労働者の数</p>

五 効力発生日

六 効力発生日以後における分割会社又は承継会社等において当該労働者について予定されている従事する業務の内容、就業場所その他の就業形態

七 効力発生日以後における分割会社及び承継会社等の債務の履行の見込みに関する事項

八 法第四条第一項又は法第五条第一項の異議がある場合はその申出を行うことができる旨及び異議の申出を行う際の当該申出を受理する部門の名称及び住所又は担当者の氏名、職名及び勤務場所

(承継される事業に主として従事する者の範囲)

第二条 法第二条第一項第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 分割契約等を締結し、又は作成する日において、承継される事業に主として従事する労働者(分割会社が当該労働者に対し当該承継される事業に一時的に主として従事するように命じた場合その他の分割契約等を締結し、又は作成する日において当該日後に当該承継される事業に主として従事しないこととなることが明らかである場合を除く。)

二 (略)

(労働組合への通知)

第三条 法第二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一条第三号から第五号まで及び第七号に掲げるもの
二及び三 (略)

第四条 (略)

四 効力発生日

五 効力発生日以後における分割会社又は承継会社等において当該労働者について予定されている従事する業務の内容、就業場所その他の就業形態

六 効力発生日以後における分割会社及び承継会社等の債務の履行の見込みに関する事項

七 法第四条第一項又は法第五条第一項の異議がある場合はその申出を行うことができる旨及び異議の申出を行う際の当該申出を受理する部門の名称及び住所又は担当者の氏名、職名及び勤務場所

(承継される事業に主として従事する者の範囲)

第二条 法第二条第一項第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 法第二条第一項の分割契約等(以下「分割契約等」という。)を締結し、又は作成する日において、承継される事業に主として従事する労働者(分割会社が当該労働者に対し当該承継される事業に一時的に主として従事するように命じた場合その他の分割契約等を締結し、又は作成する日において当該日後に当該承継される事業に主として従事しないこととなることが明らかである場合を除く。)

二 (略)

(労働組合への通知)

第三条 法第二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一条第二号から第四号まで及び第六号に掲げるもの
二及び三 (略)

第四条 (略)